

# 壬生町観光おもてなし協力施設登録事業実施要綱

平成30年1月15日  
告示第3号

## (目的)

第1条 この要綱は、町内の公共施設及び小売業等を業とする者が、町を訪れる観光客に対し、トイレや観光案内のための場所（以下「観光おもてなし協力施設」という。）を提供することで、観光誘客に資することを目的とする。

## (観光おもてなし協力施設の要件等)

第2条 観光おもてなし協力施設は、次の各号の要件を満たすものとする。ただし、専用の場所であることを要しないものとする。

- (1) 利用者が気軽に使えるトイレを備えている。
- (2) 観光パンフレットを配置できる場所を備えている。
- (3) 観光客に独自のおもてなしができるよう努めている。

2 観光おもてなし協力施設を利用する料金は、無料とする。

## (観光おもてなし協力施設の登録)

第3条 観光おもてなし協力施設の登録をしようとする者（以下「申込者」という。）は、壬生町観光おもてなし協力施設登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容について審査し、観光おもてなし協力施設として適当と認めるときは、観光おもてなし協力施設として登録し、申込者に壬生町観光おもてなし協力施設登録証（様式第2号）を交付するものとする。

## (表示)

第4条 登録者は、町長が交付する観光おもてなし協力施設を示す表示物を施設の出入口その他利用者の確認しやすい場所に表示するものとする。

## (登録事項の変更等)

第5条 観光おもてなし協力施設の登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録の内容を変更するとき、又は登録を廃止しようとするときは、観光おもてなし協力施設登録（変更・廃止）届（様式第3号）により、町長に届け出なければならない。

2 町長は、登録した観光おもてなし協力施設の要件を満たさないことが明らかになったときは、登録を解除することができる。

## (公表)

第6条 町長は、観光おもてなし協力施設の名称、所在地、利用内容等を町の広報、ホームページその他適当と認める方法により公表するものとする。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

制定文 抄

平成30年2月1日から適用する。